

今月のお知らせ

児童扶養手当の支給月額が改定されます

令和6年4月分から児童扶養手当の支給月額が改定されます。

| 児童 | 全部支給 | 一部支給 |
|-------|---------|-----------------|
| 1人目 | 44,140円 | 44,130円～10,410円 |
| | ↓ | ↓ |
| | 45,500円 | 45,490円～10,740円 |
| 2人目 | 10,420円 | 10,410円～5,210円 |
| | ↓ | ↓ |
| | 10,750円 | 10,740円～5,380円 |
| 3人目以降 | 6,250円 | 6,240円～3,130円 |
| | ↓ | ↓ |
| | 6,450円 | 6,440円～3,230円 |

現在児童扶養手当を受給中の方へ、4月末頃に改定後手当額のお知らせを送付します。

問 保健福祉課(福祉) 窓口③番
☎06-6682-9857

特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額が改定されます

令和6年4月分から特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額が改定されます。

| 対象 | 改定額 |
|---------------|-----------------|
| ①特別児童扶養手当(1級) | 53,700円→55,350円 |
| ②特別児童扶養手当(2級) | 35,760円→36,860円 |
| ③特別障がい者手当 | 27,980円→28,840円 |
| ④障がい児福祉手当 | 15,220円→15,690円 |
| ⑤経過的福祉手当 | 15,220円→15,690円 |

・①②は20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。

・③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

問 保健福祉課(福祉) 窓口③番
☎06-6682-9857

弁護士による「離婚・養育費」に関する専門相談を実施します 無料 要申込

大阪市では、離婚・養育費に関する悩みをお持ちの市民の方を対象に、**弁護士による専門相談**を実施しています。大阪弁護士会所属の弁護士が、法律的な知識を要する問題の相談に応じます。

「一度話だけ聞いてみたい」という方もぜひご利用ください。

日 4月25日(木) 14:00～17:00
(相談時間は45分以内です)

場 保健福祉課(福祉)相談室

対 大阪市内にお住まいの方

(市内在住であれば、どの区役所でもご相談いただけます。)

※ただし、離婚・養育費に関する専門相談ですので、未成年の子どもがいる父母が対象です。

定 4名(先着順)

申 4月18日(木) 9:00～電話での事前予約制

問 保健福祉課(福祉) 窓口③番 ☎06-6682-9857



詳しくはこちら

65歳以上(介護保険第1号被保険者)の方へ

令和6年度から介護保険料が変わります

65歳以上の方(介護保険第1号被保険者)の介護保険料は、3年ごとに介護保険事業計画に基づき設定しています。令和6～8年度の介護保険料年額は次のとおりです。
なお保険料額は3年ごとに見直されます。次の見直しは令和9年度です。

令和6～8年度介護保険料(年額)の計算方法
 基準となる月額保険料9,249円×12月＝年額110,988円(基準額)
 基準額(110,988円)(年額)×所得に応じた割合(0.335～3.00)

| 保険料段階 | 対象者 | 令和6～8年度 | |
|-------|---|---------------------------------|---------------|
| | | 割合 | 年額 |
| 第1段階 | ○老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が市町村民税非課税の方 ○生活保護の受給者 | 0.335 | 37,181円 |
| 第2段階 | 本人が市町村民税非課税 同じ世帯にいる方全員が市町村民税非課税 | 本人の合計所得金額等(※1)+公的年金等収入額が80万円以下 | 0.335 37,181円 |
| 第3段階 | | 本人の合計所得金額等(※1)+公的年金等収入額が120万円以下 | 0.485 53,830円 |
| 第4段階 | | 第2段階・第3段階以外の方 | 0.685 76,027円 |
| 第5段階 | 本人が市町村民税課税 同じ世帯に市町村民税課税者がいる方 | 本人の合計所得金額等(※1)+公的年金等収入額が80万円以下 | 0.85 94,340円 |
| 第6段階 | | 第5段階以外の方 | 1.00 110,988円 |
| 第7段階 | 本人が市町村民税課税 | 本人の合計所得金額125万円以下の方 | 1.10 122,087円 |
| 第8段階 | | 本人の合計所得金額125万円を超え200万円未満の方 | 1.25 138,735円 |
| 第9段階 | | 本人の合計所得金額200万円以上300万円未満の方 | 1.50 166,482円 |
| 第10段階 | | 本人の合計所得金額300万円以上400万円未満の方 | 1.75 194,229円 |
| 第11段階 | | 本人の合計所得金額400万円以上500万円未満の方 | 2.00 221,976円 |
| 第12段階 | | 本人の合計所得金額500万円以上600万円未満の方 | 2.20 244,174円 |
| 第13段階 | | 本人の合計所得金額600万円以上700万円未満の方 | 2.40 266,372円 |
| 第14段階 | | 本人の合計所得金額700万円以上1,000万円未満の方 | 2.60 288,569円 |
| 第15段階 | | 本人の合計所得金額1,000万円以上の方 | 3.00 332,964円 |

※1 合計所得金額から公的年金等の所得金額を控除した額
(平成30年度税制改正に伴う給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮し、調整)

介護保険料決定通知書を送付します

介護保険の第1号被保険者の方(大阪市にお住まいの65歳以上の方)で、口座振替または納付書で保険料を納付している方(普通徴収の方)へ、介護保険料決定通知書を4月中旬に送付します。なお、年金から納付している方(特別徴収の方)には、保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

問 介護保険料コールセンター ☎06-7777-4269 4月16日(火)～30日(火) 9:00～17:30(土日祝除く)
住之江区役所保健福祉課(高齢・介護保険) ☎06-6682-9859

固定資産税・都市計画税(第1期分)納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税(第1期分)の納期限は、4月30日(火)です。市税へのご理解と納期内の納付をお願いします。



詳しくはこちら

問・固定資産税・都市計画税

(土地・家屋)について

あべの市税事務所 固定資産税グループ

☎06-4396-2957(土地)、2958(家屋)

☎06-4396-2905

月曜～木曜 9:00～17:30、金曜 9:00～19:00

・固定資産税(償却資産)について

船場法人市税事務所

固定資産税(償却資産)グループ

☎06-4705-2941 ☎06-4705-2905

月曜～金曜 9:00～17:30

令和6年度狂犬病予防注射のご案内

令和6年度の狂犬病予防注射の受付を3月2日(土)から開始しています。6月末までに「集合注射会場」もしくは最寄りの「動物病院」で受けてください。

動物病院での手数料については、受診する動物病院までお問合せください。

集合注射会場

日 4月17日(水) 13:30～16:00

場 区保健福祉センター分館(南側)

(浜口東3-5-16)

¥ 3,300円(注射料金2,750円、注射済票交付手数料550円)

他 集合注射会場での飼い犬の登録申請受付及び鑑札交付は実施しておりません。

問 保健福祉課(健康支援) 窓口⑨番

☎06-6682-9973